

## 第1 監査の対象

市民生活部(市民活動推進課、市民活動支援センター、男女共同参画課、市民課、坂下出張所、東部市民センター、保険医療年金課)

## 第2 監査の期間

平成29年12月11日から平成30年3月2日まで

## 第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

### 1 重点項目

#### (1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

#### (2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

#### (3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

### 2 主な着眼点

#### (1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
  - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
  - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
  - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
  - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
  - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
  - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
  - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

## 第4 監査の結果

市民生活部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

### 1 注意事項

#### (1) 収入に関する事務

##### ア 現金の取扱いが適切でなかったもの

青少年女性センター使用料において、金融機関への現金の払込が収納日の翌々日以降となっていたものが散見された。(男女共同参画課)

#### (2) 補助金の交付に関する事務

##### ア 補助金の交付決定に係る審査が適切でなかったもの

春日井市コミュニティ推進事業補助金について、添付書類等を十分に確認することなく、交付決定していた。(市民活動推進課)

(3) 契約に関する事務

ア 契約事項の確認を怠っていたもの

平成 29 年度国民健康保険税納入通知書データプリント等業務契約始め 2 件について、契約に定めのある個人情報確認書が受託者と締結されていなかった。また、提出されるべき届出書類を受理していなかった。 (保険医療年金課)

(4) 財産管理等に関する事務

ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿等において、入力誤りにより夜間勤務手当が未支給となっていた。 (東部市民センター)